

事故救済制度に係る認知症の診断について

《賠償責任保険の登録促進について》

○診断助成制度開始前（平成31年1月27日まで）に国内医療機関で診断を受けている者は、令和8年3月31日までは、統一書式の診断書を提出することで、賠償責任保険及びGPSサービス申込みの対象としたが、引き続き、令和9年3月31日まで対象とし事前登録を推進していくことでよいか。

○あわせて、第2段階医療機関あるいは認知症疾患医療センター以外の国内医療機関で認知症と診断された者については、検査費用の助成は対象外だが、賠償責任保険及びGPSサービス申込みは対象とし、引き続き、令和9年3月31日まで事前登録を推進していくことでよいか。

※見舞金は事前登録がなくても支給。